

○木更津市ネーミングライツ事業実施要綱

平成30年11月16日

告示第286号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する施設の命名権を民間事業者等に付与することを通じて、民間事業者等の支援により施設の魅力を高めるとともに、市の新たな財源を確保するため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市の施設について、その全部又は一部に愛称を命名する権利をいう。ただし、施設の条例上の施設名称は変更しない。
- (2) スポンサー 市との契約によりネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 スポンサーにネーミングライツを付与し、当該スポンサーからその対価を得ることをいう。
- (4) 部等 木更津市行政組織条例(昭和46年木更津市条例第28号)第2条に規定する部及び室、消防本部、会計室、教育部(学校その他の教育機関のうち教育委員会が所管するものを含む。)、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局並びに監査委員事務局をいう。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、市の施設を活用した事業の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 ネーミングライツ事業により市が得た対価については、市の施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。

3 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定されている施設の名称については、変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用できるものとする。

(スポンサーの資格)

第4条 木更津市広告掲載に関する要綱及び木更津市広告掲載基準に合致しない業種及び事業者について、スポンサーとなることができない。

2 前項に定めるもののほか、部等の長は、所管する施設ごとに、スポンサーとなることができない業種及び事業者を追加することができる。

(対象外とする施設)

第5条 市庁舎、学校、市営住宅のほか、次の各号のいずれかに該当するなどにより、市長がネーミングライツの付与の対象としてふさわしくないと判断した施設は、ネーミングライツの付与の対象外とする。

(1) 市民生活に混乱を招くおそれがあるもの

(2) 公平性・中立性を損なうとの誤解を受けるおそれがあるもの

2 前項の規定にかかわらず、施設の一部をネーミングライツの付与の対象とすることを妨げないものとする。

(事業の種類)

第6条 ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 公募型 市が選定した施設についてスポンサーを募集するもの

(2) 企画提案型 市が選定した施設以外の施設について、民間事業者等から提案を募集するもの

(ネーミングライツの付与期間)

第7条 ネーミングライツを付与する期間は、原則として3年以上5年以内とし、施設の特性、管理、運営形態等に応じて協議の上、その期間を決定することができる。

(愛称の表記)

第8条 ネーミングライツ事業により表示しようとする愛称は、公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものであること。

2 愛称の表記方法については、木更津市広告掲載に関する要綱及び木更津市広告掲載基準に合致するものでなければならない。

(愛称変更の禁止)

第9条 ネーミングライツ事業の契約期間内における愛称の変更は、市長が特に必要と認める場を除き、行えないものとする。

(費用負担)

第10条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、市ホームページ、広報きさらづへの掲載及び市が作成、配布するパンフレット、封筒等の作成に係る経費を負担し、その他の経費については、スポンサーが負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長とスポンサーの協議により、費用負担の区分を変更するこ

とができるものとする。

3 契約期間満了及び契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサーの負担とする。

(募集)

第11条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、施設ごとに必要な事項について
定めた募集要項により、市ホームページ又は広報きさらづへの掲載等により広く募集するものとする。

(応募)

第12条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、ネーミングライツ事業申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法人の概要を記載した書類

(2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類

(3) 法人の登記事項証明書

(4) 印鑑証明書

(5) 最新年度の事業計画書

(6) 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書

(7) 直近1年間分の納税証明(法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税完納証明)

(8) 提案事項を記した書面(任意書式)

(9) その他市長が必要と認めるもの

(愛称の選定の審査等)

第13条 木更津市広告掲載に関する要綱(平成20年木更津市告示第139号)第14条に規定する木更津市広告審査会(以下「審査会」という。)は、ネーミングライツ料、施設の愛称、応募者の経営安定、社会貢献等を総合的に評価し、応募に対する採用の可否及び優先交渉者の審査を行うものとする。

2 企画提案型による申込みにあつては、前条に規定する申込書を受理した後、市のホームページで、応募があった旨を概ね1か月間告知し、対象となる市の施設について競合する応募がないことを確認した後、当該申込書についての審査手続を開始するものとする。この場合において、告知した期間中に当該施設について別に申込書の提出があったときは、当該申込書も併せて審査手続を行うものとする。

(決定)

第14条 市長は、審査会の審査の内容及び結果を参考にして優先交渉者を決定し、ネーミングライツ事業の申込みに対するネーミングライツ事業優先交渉者決定通知書(別記第2号様式)により、応募に対する採用の可否を通知し、契約に係る必要な事項について協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による優先交渉者との協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

3 市長は、前項の次点順位及びその順位以降の応募者に対し、ネーミングライツ審査結果通知書(別記第3号様式)により審査結果を通知するものとする。

4 審査会は、企画提案型による申込みを審査した結果、公募型の手続によることが相当であると判断した場合、当該ネーミングライツ事業を公募型とする旨の決定をすることができる。

(契約の締結)

第15条 市長は、前条第1項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者とネーミングライツに関する契約を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第16条 スポンサーは、市長が指定する期日までに、木更津市財務規則(昭和62年木更津市規則第1号)に定める納入通知書により、ネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、スポンサーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(ネーミングライツ料の返納)

第17条 既納のネーミングライツ料は、返納しない。ただし、スポンサーの責めに帰さない理由により、契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によりネーミングライツ料を返納するときは、当該ネーミングライツ料の納入を受けてから返納するまでの期間に対する利息は付さないものとする。

(契約の解除)

第18条 市長は、次の号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までに、スポンサーがネーミングライツ料を納入しないとき。

(2) スポンサーが法律、条例及び規則等の法令又は要綱に違反したとき。

(3) スポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ事業契約解除通知書

(別記第4号様式)によりスポンサーに通知するものとする。

(秘密の保持)

第19条 市は契約に至らなかった応募及び提案に関する内容については、ネーミングライツ事業に関する目的以外に使用しないものとする。

(次回の契約)

第20条 スポンサーは、当該施設に係る次回の契約に際して、優先的に交渉することができるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年1月19日告示第10号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和6年3月13日告示第69号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記
第1号様式(第12条)

年 月 日

木更津市長 様

申請者
団 体 名
所 在 地
代表者氏名
(署名又は記名押印)

ネーミングライツ事業申込書

木更津市 ネーミングライツスポンサー募集要項を了承の上、要項に定める応募資格を有することを誓約し、下記のとおり応募します。

下記及び添付書類の記載内容は、真実に相違ありません。また、これらの内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。

愛称(案)	
愛称の理由	
ネーミングライツの期間	年 月 日から 年 月 日まで
金 額	金 円(年額/税抜)
応募の動機	
担当者 連絡先	氏 名
	部 署
	電話番号
	E-mail

※関係書類は、別紙のとおりです。

(別紙)

下記の項目を確認し、右の口にチェックを入れて、この票も一緒に提出してください。

添付書類	確認状況
①法人の概要を記載した書類	<input type="checkbox"/>
②定款、寄附行為その他これらに類する書類	<input type="checkbox"/>
③法人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
④印鑑証明書	<input type="checkbox"/>
⑤最新年度の事業計画書	<input type="checkbox"/>
⑥直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書	<input type="checkbox"/>
⑦直近1年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税）及び市税完納証明	<input type="checkbox"/>
⑧提案事項を記した書面（任意書式）	<input type="checkbox"/>

第2号様式（第14条第1項）

第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

木更津市長

ネーミングライツ優先交渉者決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたネーミングライツ事業について、次のとおり決定しましたので通知します。

事業者名	
施設名 (正式名称)	
愛称	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)
ネーミングライツ料	1年あたり 円 (税抜)

※本通知書の受領後、担当課（ ）と契約の手続を行ってください。

第3号様式（第14条第3項）

第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

木更津市長

ネーミングライツ事業審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありましたネーミングライツ事業について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

事業者名	
施設名 (正式名称)	
提案愛称	
審査結果 決定事項	
理由	

第4号様式（第18条第2項）

木更津市達第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

木更津市長

ネーミングライツ事業契約解除通知書

ネーミングライツ事業契約について、次の理由により契約を解除しますので、木更津ネーミングライツ事業実施要綱第18条第2項の規定により、通知します。

- 1 施設の名称等
(名称)
(所在地)
- 2 契約の解除理由
- 3 担当課

